

令和5年度  
横浜市環境衛生業務実施結果



横浜市保健所

# 環境衛生業務実施結果目次

項目	ページ
I はじめに	2
II 実施期間	2
III 重点取組事項	3
1 レジオネラ症防止対策の推進	3
2 インバウンド需要の回復に対応する 環境衛生対策の推進【蚊媒介感染症対策】	5
インバウンド需要の回復に対応する 環境衛生対策の推進【民泊施設の衛生対策】	7
3 公衆浴場・旅館業施設の実態調査及び維持管理指導	8
4 専用水道・簡易給水水道に係る立入検査及び周知啓発	9
IV 監視指導業務	10
V 感染症対策業務	15
VI 環境衛生関係の相談対応や啓発	17
VII 自主衛生管理の推進	18
VIII 調査・啓発事業	18
IX 今後の取組について	18



# 令和5年度 横浜市環境衛生業務実施結果

## I はじめに

横浜市保健所では、安全で快適な市民生活を確保するため、毎年度、「横浜市環境衛生業務実施計画」を策定し、業務を実施しています。

令和5年度は、「レジオネラ症防止対策の推進」、「インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進」、「公衆浴場・旅館業施設の実態調査及び維持管理指導」「専用水道・簡易給水水道に係る立入検査及び周知啓発」を重点取組事項としました。これら重点的な取組に加え、市民の皆様の日常生活に密接な関係のある理容所、美容所、クリーニング所への監視指導、住まいの衛生やねずみ・衛生害虫等に係る相談対応を行いました。

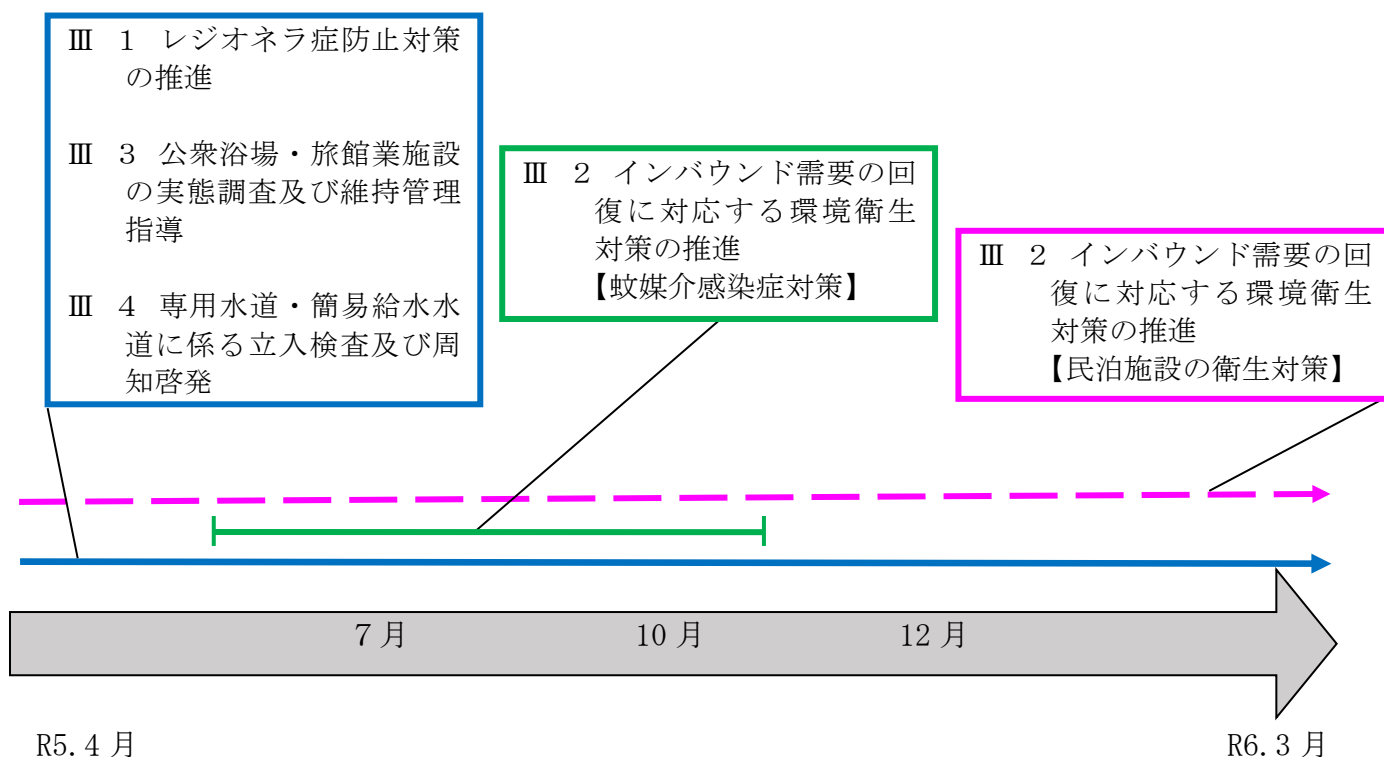
また、令和5年度から事業者の皆様のご利便性向上や負担軽減のため、各福祉保健センター生活衛生課へ報告・届出をいただく手続きの一部について本市の電子申請システムを活用した届出受付をはじめました。

令和5年度の業務実施計画に基づく実施結果についてお知らせします。

## II 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### <主な取組>



### III 重点取組事項

#### 1 レジオネラ症防止対策の推進

令和4年度に改正した横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及び横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針（以下、「指導要綱等」という。）に基づく適切な施設の維持管理を推進するため、施設への立入調査を実施し、必要な指導・啓発を行いました。

##### (1) 病院への立入調査・配管等の確認指導

前年度から引き続き、中央循環式給湯設備を有する病院へ周知啓発を行うと共に、給湯設備の配管図面保管状況の確認や設備の維持管理状況について確認し、必要に応じて改善に向けた指導及び助言を行いました。また、令和4年度、既に立入調査を実施した病院については、その後適切な対策が行われているか、継続して確認を行いました。

表1 病院への立入調査・啓発件数（延べ施設数）

内容	施設数
立入件数	79
啓発件数	49

表2 病院での立入調査時に判明した中央循環式給湯設備に関する不適事項

不適事項の内容	不適件数 (重複有)
記録の保管	20
末端温度の確認・レジオネラ属菌検査の実施	12
シャワーヘッド等の分解清掃	10
貯湯槽等の清掃	6
配管系統図の保管	6
不要配管の撤去	2

##### (2) 社会福祉施設や公共施設に対する周知啓発

高齢者が利用する社会福祉施設や公共施設を対象に、改正後の指導要綱等に基づく維持管理方法について、チラシを用いた啓発を行いました。

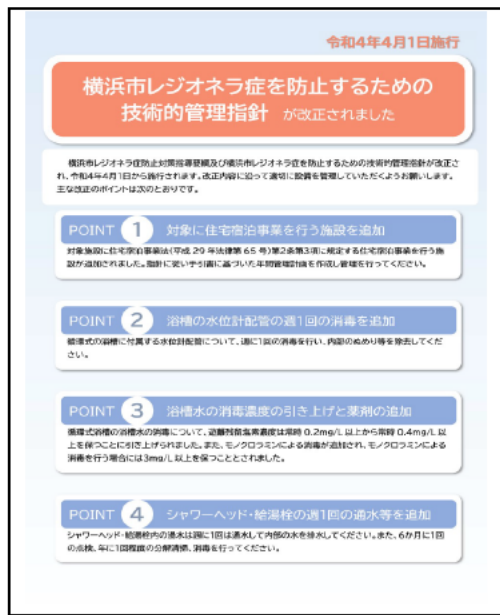
また、高齢者施設の管理者向けに、レジオネラ症防止対策について解説した動画を作成し、設備の維持管理方法について啓発を行いました。





表3 社会福祉施設等への啓発件数（延べ施設数）

種類		啓発施設数	合計
社会福祉施設	特別養護老人ホーム	86	361
	介護老人保健施設	42	
	有料老人ホーム	148	
	ショートステイセンター	9	
	その他	76	
公共施設 （建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に規定する特定建築物を除く）			74



(表)



(裏)

啓発用チラシ「横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針が改正されました」

## 高齢者施設向けの啓発

レジオネラ症を防止するため、注意が必要な設備の維持管理方法を定めた「横浜市レジオネラ症防止対策」に基づき、病院や社会福祉施設への啓発・指導を行っています。

令和5年度には健康福祉局監査課が主催する集団指導講習会資料として、高齢者施設の管理者向けにレジオネラ症防止対策について解説した啓発動画を作成しました。

### 社会福祉施設における レジオネラ症防止対策

社会福祉施設で利用される設備は、適切に管理を行わないとレジオネラ菌が増殖する恐れがあります。

レジオネラ症発生防止に必要な対策を確認しましょう。

作成 医療衛生生活衛生課



啓発動画の視聴は  
こちらから（外部サイト）

## 2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進

### 【蚊媒介感染症対策】

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、ウエストナイル熱などの輸入感染症※<sup>1</sup>や日本脳炎など様々な種類があります。

このような蚊媒介感染症を予防するため、市民の皆様に向けて蚊媒介感染症に関する周知・啓発を行いました。また、感染リスクの把握のため、蚊媒介感染症のサーベイランス※<sup>2</sup>事業、職員向けに蚊媒介感染症発生時の対応訓練及び蚊の生息調査方法のひとつである人おとり法の実地訓練を実施しました。

※1 日本国内に存在しない、または発生が少なく流行していない病原体が海外から持ち込まれることで発生する感染症

※2 感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること

#### (1) 蚊媒介感染症の予防に関する周知・啓発

蚊媒介感染症の防止には蚊を増やさない・蚊に刺されない対策の継続的な実施が重要であることから、市営地下鉄車内のデジタルサイネージ、チラシ、ホームページ等を活用し市民の皆様へ広く啓発を行いました。



#### 啓発用ポスター

「蚊を増やさない・蚊に刺されない」

#### (2) 蚊媒介感染症サーベイランス事業

蚊の生息状況を把握するとともに、蚊媒介感染症のウイルスを保有する蚊が生息していないかを調査するため、市内の公園等で蚊の捕獲を行い、蚊媒介感染症ウイルスの保有状況について調査を行いました（表4）。

調査の結果、捕獲された蚊から蚊媒介感染症ウイルスは検出されませんでした。

実施時期：令和5年5月中旬から10月中旬まで

実施回数：山下公園、臨港パーク 他3か所 月2回×6か月、 合計12回

各区所管公園16か所、シンボルタワー 月2回×5か月 合計10回

調査地点数：市内公園等22か所

(CDCライトトラップ法：22か所（22定点）、延べ230ポイント

人おとり法：1か所（3定点）

表4 蚊の生息状況調査結果（CDC ライトトラップ法）（令和元年度～令和5年度）

調査年度	調査期間	調査地点	調査期間	捕獲蚊		デングウイルス等※ <sup>1</sup>
				種類	全捕獲数	
令和元年度	5～10月	26	22週	7属11種	11,142	全て不検出
令和2年度※ <sup>2</sup>	5～10月	8	12週	4属7種	2,821	
令和3年度	5～10月	24	22週	7属12種	8,404	
令和4年度	5～10月	22	22週	7属12種	8,134	
令和5年度	5～10月	22	22週	7属12種	9,511	

※1 フラビウイルス属(デングウイルス、ジカウイルス、ウエストナイルウイルス、日本脳炎ウイルス)及びチクングニアウイルス

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により調査期間及び規模を縮小して実施

## 蚊の生息状況調査方法について

蚊のサーベイランス事業では、2つの調査方法により、蚊成虫の生息状況を調査しました。「CDC ライトトラップ法」は全ての調査地点で実施し、「人おとり法」は山下公園で実施しました。



CDC ライトトラップ法

- ・装置を夕方から翌日午前中まで設置
- ・その地点にいる蚊の種類相の調査に適している



人おとり法

- ・調査者が捕虫網を足元で8分間振り蚊を採取する方法
- ・短時間で調査が可能
- ・昼間に活動するヒトスジシマカ等の調査に適している

### (3) 蚊媒介感染症発生時対応訓練

デング熱やジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症の市内感染症例が発生した場合、推定感染地等の蚊の生息状況を把握することにより感染拡大リスクを判断し、リスクに応じた対策を迅速に講じる必要があります。

そのため、市内で蚊媒介感染症発生を想定した机上訓練を実施するとともに、国立感染症研究所が推奨する蚊の生息調査法である人おとり法（8分間スイーピング法）の手技や蚊の種類同定方法の知識を身に付けることを目的とした職員向けの実地訓練を行いました。

## 【民泊施設の衛生対策】

住宅の全部又は一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊を行う場合は、住宅宿泊事業法により、施設の届出や宿泊者の衛生や安全の確保等の措置が義務付けられています。

インバウンド需要の回復に伴い、国内外における往来が増加・回復するとともに、住宅宿泊事業届出住宅の新規の届出・相談が増加しています。

住宅宿泊事業法に基づき立入検査を実施し、届出内容及び事業の実施内容を確認しました。不備があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

### (1) 新規届出相談対応

新規の届出等に関する相談対応として 350 件の対応を実施しました。

### (2) 定期報告の適正な実施の確認

2か月に1回の定期報告を実施していない施設に対し、延べ296回（重複施設あり）電子メール、電話及び立入検査による指導を行いました。

### (3) 180日制限を超過して宿泊させていると疑われる届出住宅への立入検査の実施

180日制限を超過して宿泊させていると疑われる届出住宅延べ10件について調査を行い、実際に180日制限を超過していることが確認された1件について指導を行いました。

### (4) 届出内容及び事業実施内容の確認

立入検査実施時期：令和5年4月～令和6年3月まで

立入件数：80件

確認項目：標識の掲示、宿泊者名簿の備え付け、

外国人観光旅客への対応、レジオネラ症防止対策等

主な不適事項：標識の掲示が適切に行われていない、

宿泊者名簿の記載内容が適切でない等

横浜市内届出住宅件数：194件（令和6年3月末現在）

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business	
	
【届出済】 CERTIFIED	
届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

横浜市 長

住宅宿泊事業者が届出住宅に掲示する「標識」例



### 3 公衆浴場・旅館業施設の実態調査及び維持管理指導

令和3年度に公衆浴場法施行条例、公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則が改正され、モノクロラミン(結合塩素)による浴槽水の消毒等について新たに定められました。

これを受けて、令和4年度から引き続き、公衆浴場及び旅館業施設に対して改正内容の周知をするとともに、浴槽水の消毒の実態調査及び維持管理手引書の改訂の指導を行いました。

#### (1) 浴槽水の消毒方法の実態調査及び維持管理指導

公衆浴場・旅館業施設のうち地下水や温泉を利用している施設39件について、塩素系薬剤を用いた浴槽水の消毒の実態調査を行いました。この調査結果に基づき、水質に応じた消毒の方法を指導しました。

#### (2) 営業者の自主的な維持管理の指導

営業施設に備え付けている維持管理手引書の改訂状況、水質検査の実施状況、浴槽水の残留塩素濃度の測定状況等を確認し、自主的な維持管理を継続して行うよう指導しました。

表5 公衆浴場・旅館業施設の維持管理指導件数

内容	業種	施設数	延べ数
維持管理状況を確認	旅館	126	152
	公衆浴場	186	249
維持管理について改善を指導	旅館	59	60
	公衆浴場	102	116

#### モノクロラミンによる浴槽水の消毒

温泉や地下水の水質によっては、アンモニア態窒素が含まれている等の理由により、遊離残留塩素による消毒がうまくできないことがあります。このような問題を回避するため、モノクロラミン消毒が利用できるようになりました。

そのため、横浜市において、これまで浴槽水の消毒の基準として遊離残留塩素の場合のみを定めていましたが、モノクロラミンによる消毒をする場合の基準を追加し、これを利用できるようになりました。

▶▶▶浴槽水中のモノクロラミンの濃度 3mg/L以上

アンモニア態窒素と塩素系薬剤が反応して、モノクロラミンが生じます。

■ アンモニア態窒素 + ● 塩素系薬剤 → ● モノクロラミン

アンモニア態窒素と塩素系薬剤の量の関係

#### 福祉保健センター生活衛生課が実施している現場調査

▶浴槽水の消毒状況の確認

▶残留塩素測定時のポイント

結合残留塩素が高濃度の場合や水質によっては、DPD法による測定の際に遊離残留塩素があるように見えることがありますが、図に示すとおり、水中にアンモニア態窒素がある場合、遊離残留塩素は存在しないと判断します。

▶問合せ先

ご不明等ありましたら、各区福祉保健センター生活衛生課までご連絡ください。

福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号
鶴見区	045-510-1845	磯土ヶ谷区	045-334-6363	青葉区	045-978-2465
神奈川区	045-411-7143	緑区	045-954-6160	都筑区	045-940-2258
西区	045-320-8444	磯子区	045-750-2452	戸塚区	045-866-8476
中区	045-204-8139	金沢区	045-788-7873	泉区	045-894-6967
南区	045-341-1292	津田区	045-540-2373	泉区	045-820-3452
港南区	045-847-8445	緑区	045-930-2368	神谷区	045-367-5752

作成者 横浜市福祉生活衛生課 (横浜市西区北野6-50-10)  
 電話番号 045-673-2356 FAX 045-641-8274 E-mail f-sockatsuse@city.yokohama.jp  
 ※福祉保健センターは24時間受付の福祉保健センターと異なります。

### チラシ「モノクロラミンによる浴槽水の消毒」

#### 4 専用水道・簡易給水水道に係る立入検査及び周知啓発

専用水道とは、地下水や水道水を利用した大規模なマンションやビルに給水する水道施設のことです。また、簡易給水水道とは、地下水を利用する水道施設のうち専用水道以外の施設のことです。近年、専用水道や簡易給水水道を設置する施設の種類も商業施設や社会福祉施設、スポーツ施設など多様化しています。専用水道及び簡易給水水道の日常的な維持管理や定期的水質検査が適切に行われているかを確認することで、水質悪化による健康被害を防止するため、立入検査を実施しました（表6）。

表6 専用水道及び簡易給水水道の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数（延べ施設数）
専用水道	131	102
簡易給水水道	7	3

##### (1) 専用水道・簡易給水水道の立入検査

市内専用水道及び簡易給水水道、延べ105施設に立入検査を実施し、施設等の変更の有無や消毒剤等の薬剤の管理が適切に行われているか確認し、適切な維持管理を指導しました。

##### (2) 適切な水質検査の実施指導

年間の水質検査計画について、適正な計画が策定されていることを確認しました。また、立入検査時に計画通り検査が実施されているかを確認しました。

##### (3) 簡易給水水道の管理状況検査受検指導

簡易給水水道については、横浜市指定検査機関の管理状況検査を確実に受検するよう指導しました。（表7）

表7 簡易給水水道管理状況検査の受検施設数及び受検率

種別	施設数	受検施設数	受検率（%）
簡易給水水道	7	6	85.7

##### (4) 水質検査委託状況の確認

専用水道の水質検査の委託状況を確認し、水質検査機関と設置者が適切に契約を締結しているかを確認しました。書面で直接契約を締結していることを確認できない施設については、適切な水質検査の委託について啓発用チラシ等を用いて指導しました。



チラシ  
「水質検査の直接契約と水質検査結果書の保管にあたって」

表8 専用水道の水質検査委託状況の確認結果

内容	延べ件数
書面で直接契約が確認できなかった施設	23

## IV 監視指導業務

### 1 営業関係施設

環境衛生営業施設の立入検査を実施し、施設の衛生管理状況等の確認を行いました（表9）。管理の不備があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

表9 環境衛生営業施設の監視指導件数

業種	対象施設数	監視施設数（延べ件数）
旅館・ホテル	409	152
興行場	95	29
公衆浴場	291	249
理容所	1,586	308
美容所	4,902	585
クリーニング所	1,447	206
化製場・死亡獣畜取扱場	2	0
家畜及び家禽舎	220	68
産あい物処理業	1	0
温泉利用許可施設	57	75
プール・海水浴場	151	115
合計	9,161	1,787



公衆浴場



興行場



## 2 特定建築物・建築物登録業の監視指導

多くの人を利用する大規模なオフィスビルやショッピングセンターなどのうち、建築物衛生法<sup>\*</sup>により衛生的な環境を保つための管理が義務付けられている施設(特定建築物)を対象に、立入検査を実施しました(表10)。また、清掃や空気環境測定等の維持管理を行う専門の事業者(建築物登録業)の事業所に立入検査を行いました。

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

表10 特定建築物・建築物登録業の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数 (延べ施設数)	監視結果(主な不適事項)
特定建築物	1,489	327	・空気環境測定結果(相対湿度・温度等)が基準を満たしていない ・加湿装置及び排水受けの点検・清掃が十分でない
建築物登録業	450	154	・業務に使用する機械器具の台帳が整備されていない ・従事者の研修が適正に実施されていない

### 特定建築物とは？

特定建築物とは、多数の方が利用する建築物のうち、建築物衛生法で定める床面積以上<sup>\*</sup>の大きさの、百貨店・オフィスビル・図書館等の大規模な施設のことで。

※ 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などの用途に用いられる部分が3,000m<sup>2</sup>以上(第1条学校等<sup>\*</sup>)では8,000m<sup>2</sup>以上)

(※:第1条学校等とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のことをいいます。)



### 建築物登録業とは？



建築物登録業とは、建築物の環境衛生上の維持管理(清掃、空気環境測定、排水管清掃など)を行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等、建築物衛生法で定める一定の要件を満たしており、横浜市長の登録を受けている事業者をいいます。



### 3 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導

#### (1) 専用水道・簡易給水水道の衛生対策

詳細は、「Ⅲ 重点取組事項」の「4 専用水道・簡易給水水道に係る立入検査及び周知啓発 p.9」をご覧ください。

#### (2) 受水槽施設に対する指導

受水槽とは、マンションや事務所ビルに設置されている飲料水を貯めておくタンクのことです。維持管理を怠ると、飲料水が汚染され、健康被害を招く恐れがあるため、法律や条例で定期的な清掃や管理状況検査の受検などが義務付けられています。

受水槽が設置されている水道施設は、受水槽の有効容量（貯められる水の量）や設置形態などによって分類され、それぞれ管理基準が定められています（表 11）。

表 11 受水槽が設置されている水道施設の種類及び管理基準

種別	受水槽の有効容量 及び設置形態等 (設置件数：令和6年3 月末現在)	必要な管理	
		受水槽の 清掃	管理状況検査等
簡易専用水道	10m <sup>3</sup> 超 (5,928 件)	毎年1回 以上定期に 実施すること	管理状況検査を 毎年1回以上定期に受検 すること
小規模受水槽水道	8m <sup>3</sup> 超 (823 件)		自己点検を実施すること
	8m <sup>3</sup> 以下 (地下式：306 件)		
	8m <sup>3</sup> 以下 (床上式・ビルピット式 ：5,479 件)		

#### (3) 管理状況検査の受検指導

管理状況検査の受検義務があるにもかかわらず受検していない受水槽の設置者に対して、管理状況検査を受検するよう指導を行いました（表 12）。令和5年度の受水槽種別ごとの受検施設数及び受検率は表 13 のとおりでした。

表 12 管理状況検査の受検指導実施状況

種別		指導対象施設数 (令和5年度 未受検施設) (A)	受検 施設数 (B)	廃止等 施設数 (C)	未受検 施設数 (A)-(B) -(C)	受検率(%) (B/(A-C))
簡易専用水道		339	102	41	196	34.2
小規模 受水槽 水道	有効容量 8m <sup>3</sup> 超	84	20	9	55	26.7
	有効容量 8m <sup>3</sup> 以 下 (地下式)	108	16	5	87	15.5

表 13 管理状況検査の受検施設数及び受検率

種別		施設数*	受検施設数	受検率 (%)
簡易専用水道		5,928	5,527	93.2
小規模受水槽水道	有効容量 8m <sup>3</sup> 超	823	727	88.3
	有効容量 8m <sup>3</sup> 以下 (地下式)	306	194	63.4

※受検義務のある施設

#### (4) 受水槽施設への立入検査

管理状況検査の結果、不適事項があった受水槽施設に立入検査を実施し、改善措置を行うよう指導しました (表 14)。また、必要に応じて直結給水方式 (受水槽に飲料水を貯めず、水道管から直接給水する方式) へ切り替えるよう助言しました。

表 14 受水槽施設の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数 (延べ施設数)
簡易専用水道	5,928	529
小規模受水槽水道	6,608	112
合計	12,536	641

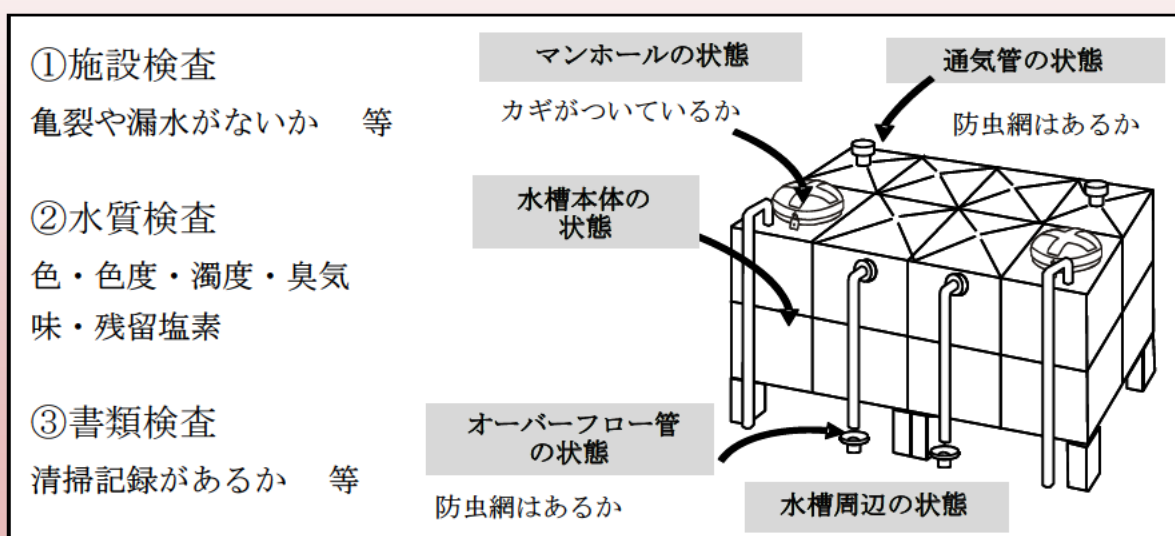
### 管理状況検査とは？

管理状況検査とは、受水槽の亀裂や漏水の有無などの水槽の状態や、ゴミが無いかなどの水槽周囲の状況、マンホールや防虫網の確認、簡易な水質検査などといった、受水槽の総合的な管理状況を確認する検査です。

検査は、専門的な知識を持つ検査員が行います。

受検義務のある受水槽の設置者の方は、毎年1回以上定期にこの検査を受けなければなりません。

#### 受水槽管理状況検査の検査項目



#### (5) 小規模な受水槽の設置者に対する自己点検の実施及び報告の指導

受水槽の外壁が外部からすべて点検でき、有効容量が8 m<sup>3</sup>以下のものは、専門の検査機関による管理状況検査受検の義務付けはありませんが、設置者が自ら受水槽の状態を点検し、点検結果を横浜市へ報告することが義務付けられています。このことについて、受水槽の設置者に改めて周知し、自己点検結果を報告するよう指導を行いました（表 15）。

表 15 小規模受水槽水道（地下式を除く8 m<sup>3</sup>以下）の自己点検結果報告状況

対象施設数	報告施設数 <sup>※</sup>
5,479	714

※自己点検の代わりに市長の指定する検査機関の検査を受けた施設を含む



#### (6) 飲料水健康危機管理対応調査

受水槽施設の水質異常を原因とする健康被害が懸念される事故の発生はありませんでした。

## 4 家庭用品の試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について、一般に流通している製品の安全性をチェックするため、試買検査を実施しました（令和5年6月から11月まで）。

令和5年度は15件の販売店に立ち入り、繊維製品（ベビー服、えり飾り等）55検体、革製品1検体、家庭用化学製品（住宅用洗剤、家庭用エアゾル製品等）8検体、合計64検体の試買検査を行った結果、住宅用洗剤1検体が有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律で定める基準（容器試験）に適合しませんでした。同一ロット品の検査も実施した結果、再度不適合であったため、基準違反と確定し、当該品の販売業者に対し販売中止及び販売品の安全確認の徹底等を指導しました。また、当該品の製造業者については、所管する自治体へ調査依頼を行いました。

## 5 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導

詳細は、「Ⅲ 重点取組事項」の「2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進【民泊施設の衛生対策】p.7」をご覧ください。



## V 感染症対策業務

### 1 レジオネラ症防止対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（微細な水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることが義務付けられています。人から人へは感染しませんが、特に高齢者が感染しやすく、市内でも毎年数十人の患者が発生しており、過去には死亡例も報告されています。

レジオネラ属菌は、自然環境中に広く存在している細菌ですが、循環式浴槽や給湯設備など温水が循環・停滞する設備に入り込むと増殖しやすいため、これらの設備の衛生管理を適切に行い、レジオネラ属菌の増殖を防ぐことが重要です。

#### (1) レジオネラ症患者発生時の対応

令和5年度は市内医療機関から51件のレジオネラ症患者の発生届出があり（表16）、また、他自治体からレジオネラ症患者発生に伴う調査依頼が2件ありました。

発生届出のあったレジオネラ症患者は高齢者が多い傾向があり、特に年齢層では70代が多く、性別では男性が多く見られました（図1）。患者発生時対応として、感染原因究明、感染拡大防止のため、感染症担当部署と連携して患者行動履歴の調査、患者利用施設の調査を行いました。

患者が使用した入浴設備など、感染源の疑いがある設備を対象にレジオネラ属菌の検査を行い（表17）、浴槽水等からレジオネラ属菌が検出された場合は、設備の清掃・消毒の実施や維持管理方法の改善を指導助言しました。

表16 レジオネラ症患者発生届出件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
55	40	38	49	51

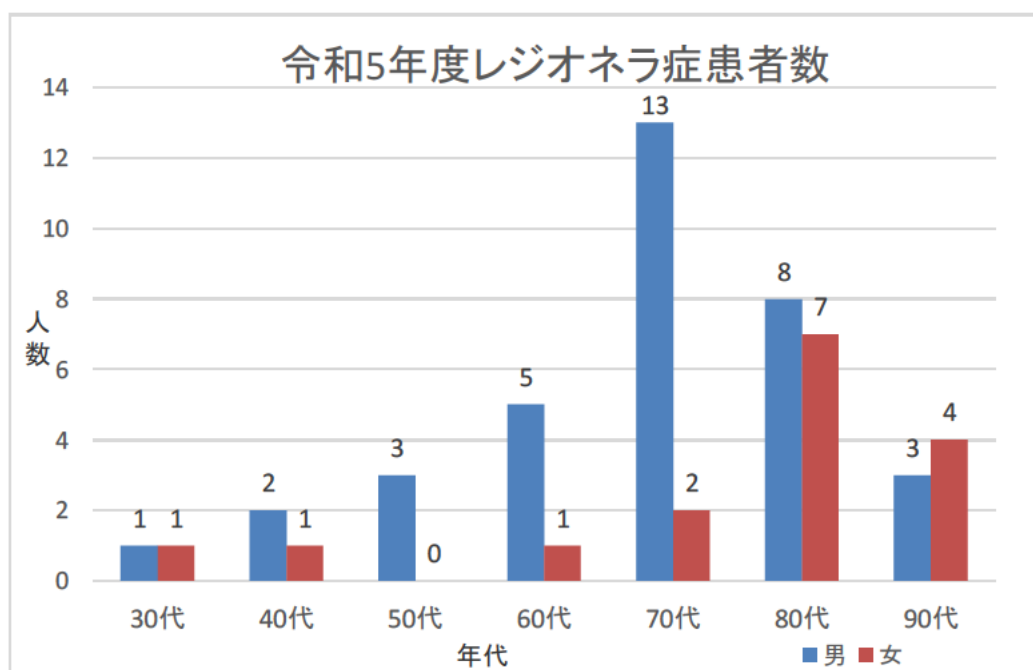


図1 性別・年代別レジオネラ症患者数（令和5年度）



表 17 レジオネラ属菌検査件数（延べ施設数）

	検査施設数	レジオネラ属菌 検出施設数
自宅	18	2
公衆浴場	4	2
社会福祉施設	11	0
その他	2	0
合計	35	4

(2) 社会福祉施設等へのレジオネラ症防止対策

詳細は、「Ⅱ 重点取組事項」の「1 レジオネラ症防止対策の推進 (p. 3～4)」をご覧ください。

(3) レジオネラ症に関する市民の皆様への周知・啓発

ア 家庭向けパンフレットの配布

家庭におけるレジオネラ症防止対策についてのパンフレットを各区生活衛生課の窓口で配布しました。また、パンフレットをホームページに掲載し、広く周知・啓発を行いました。

イ 施設管理者向けパンフレットの配布

設備管理上のレジオネラ症防止対策のポイントについてまとめたパンフレットを施設管理者へ配布しました。



周知・啓発用パンフレット（左：家庭向け 右：施設管理者向け）

## 2 蚊媒介感染症対策

詳細は、「Ⅲ 重点取組事項」の「2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進【蚊媒介感染症対策】(p. 5～6)」をご覧ください。

## VI 環境衛生関係の相談対応や啓発

### 1 生活環境に関する相談

シックハウス症候群<sup>※</sup>やダニ、カビ、結露など住まいに関する市民の皆様からの相談に対応しました（表 18）。

また、区役所の両親教室等で住まいの衛生に関する講習会を実施しました（16 回実施、受講 170 人）。

表 18 住まいの衛生に関する相談件数

相談内容	相談件数
シックハウス症候群 (ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物)	16
ダニ・ダニアレルゲン	17
結露・カビ	9
その他	44
合計	86

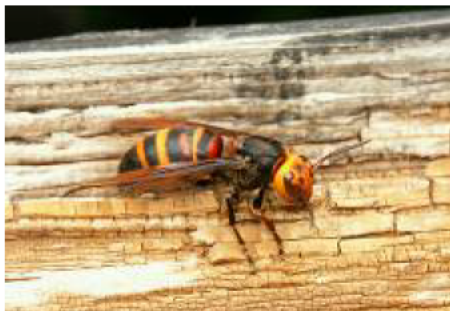
※ 新築・改築後に建材等から発生する化学物質により、居住者が様々な体調不良を起こすこと



### 2 ねずみ・昆虫等の相談

スズメバチやねずみ、その他の衛生害虫について、市民の皆様からの相談に対応しました（表 19）。

中でも、ハチの巣に関する相談が最も多く、令和 5 年度は 3,630 件の相談が寄せられました。相談に対応するため、「横浜市スズメバチ等対策実施要領」に基づき、自主駆除を希望される場合の防護服や駆除機材の貸出や適切な駆除方法の助言を行いました。



スズメバチ

表 19 ねずみ・昆虫等に関する相談件数

相談内容	相談件数
スズメバチ	1,624
アシナガバチ	1,604
ミツバチ	147
その他ハチ	255
ねずみ	2,902
トコジラミ	346
その他衛生害虫等	1,546
合計	8,424

### 3 災害時の生活用水衛生対策

横浜市では災害発生時に上水道が復旧するまでの間、市内にある井戸の方々の生活用水（飲用以外）として活用できるよう、「災害応急用井戸」を指定しています。指定した災害応急用井戸については、水の清浄度を確認するため、定期的な簡易水質検査を実施しており、今年度は簡易水質検査を 665 件実施しました。

## VII 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設の衛生状態を維持するには、構造設備基準及び衛生措置基準の遵守や社会情勢等にあわせた衛生管理が必要であるため、衛生意識の向上を図るとともに自主衛生管理を推進しました。

また、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった26施設を表彰しました。



## VIII 調査・啓発事業

### 1 温泉実態調査

神奈川県からの依頼に基づき、温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉（43か所）及び温泉利用施設（45施設）について、実態を把握するため、温泉の利用量（揚湯量）及び利用状況の調査を行いました（令和5年4月から令和6年3月まで）。

### 2 海水浴場の水質等実態調査

神奈川県からの依頼に基づき、金沢区の「海の公園海水浴場」の水質調査を実施しました（令和5年5月及び7月）。

## IX 今後の取組について

横浜市保健所では、理・美容所、ホテル、公衆浴場等の環境営業施設や特定建築物、受水槽施設の衛生管理指導の実施、レジオネラ症や蚊媒介感染症の発生・拡大防止に向けた指導啓発、衛生害虫による被害を防止するための相談対応等を通じて、市民の皆様の安心・安全確保に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法\*上の位置付けが5類に移行し、市内でも様々なイベントが再開するなど、市民の皆様の行動が活発になるとともに、訪日外国人観光客も増加しています。今後も、外国からの輸入感染症例の多い蚊媒介感染症に関する市民の皆様に向けた啓発等を通じて蚊媒介感染症の感染拡大防止を図っていきます。また、市民生活に密着した営業である公衆浴場やホテルの浴場設備におけるレジオネラ症防止対策など、施設が適切に管理されるよう、立入検査や維持管理指導にも引き続き取り組んでいきます。

令和5年度から事業者の皆様が各福祉保健センター生活衛生課に届出・報告いただく一部の手続きについて、電子申請による受付を開始しています。今後も、事業者の皆様への利便性向上と負担軽減を図ることで適切に届出等を行っていただけるよう、対象となる手続きを拡大していきます。

※感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律





令和5年度 横浜市環境衛生業務実施結果

---

編集・発行

横浜市医療局生活衛生課

発行年月

令和6年8月

TEL : 045-671-2456 FAX : 045-641-6074

メールアドレス : [ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp)

---